

鎌ヶ谷市施策評価表(事後)

施策の名称	331都市農業の育成		
施策のねらい (めざす姿)	農業と市民とのふれあいが強化し、農業が持続的に発展する中で農業生産が行われ、新鮮・安全・安心な食料が提供されています。また、農地の有する多面的機能からも本市の魅力づくりに貢献しています。		
基本目標	3「躍動感と魅力あふれる交流拠点都市」をめざして	施策担当マネージャー	市民生活部次長
政策	33活力ある産業を育成します	マネージャー氏名	青木 真也

I 改革・改善内容(=施策をより良く実施するための方策)

①前回の評価で掲げた内容	野菜の援農ボランティア養成講座について、令和元年度からは本格実施していく。 また、平成29年度に組織化した「援農ボランティア連絡協議会」における講習会や研修会の実施、会員相互の意見交換の場の設定など、当協議会の有効活用を図ることで、援農ボランティアの資質の向上に寄与する。	③改革・改善内容	着実に援農ボランティアの登録者数を増やすことができているところであるが、受入れ先となる農家の理解を得ながら、受入れ先の更なる拡大に取り組み、ボランティアの就業率の増加を図る。
②①に基づく取り組み結果	援農ボランティアについては、梨・野菜ともにボランティアの登録者数を増やしなが、その受入れ先となる農家とマッチングさせることができた。なお、野菜部門については、2年間の試行期間を終え、令和2年度より本格実施に移行している。		

II 施策の目的・概要

①目的 対象	農業経営者	意図(対象をどうするのか)	持続的な発展を促す
②施策の概要	都市と農業の共存を図るとともに、経営基盤を強化することで競争力の向上につなげる。		
③環境分析(状況変化や今後の見込み・市民意向など)	都市化の拡大など、営農環境の変貌による農業従事者の高齢化や後継者不足により、農業従事者は減少傾向にある。 一方では、煙害の減少につながる、なし剪定枝のリサイクル率の着実な上昇、かまがや朝市や学校給食での地元産農産物の市民への提供の定着など、市民、農業者ともに都市農業の振興に係る一定の意識転換がなされている。 都市農業基本法において、都市農地の位置づけが「宅地化すべき」から「あるべき」に変更されたことに鑑み、農地の保全と都市農業振興への取り組みを強化する必要がある。		

III 事務事業の成果やコストの状況

①令和元年度～2年度の施策の成果	都市化の進行により、耕作面積の減少傾向が進んでいく状況下において、約半数の成果指標が達成となった。						
②施策成果指標	指標名称	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	目標値(2年度)	
	i 販売農家数	戸	—	—	247	330	
	ii 経営耕地面積	a	—	—	30,000	37,500	
③基本事業成果指標	i 認定農業者数	人	55	63	71	50	
	ii 新規就農者数	人	2	2	1	1	
	iii 特定農業団体数	団体	0	0	0	1	
	iv 耕作放棄地面積	ha	2.2	3.8	2.8	1.4	
	v なし剪定枝リサイクル率	%	34.8	32.2	38.0	18.0	
	vi ブランド化認定数	件	8	8	8	8	
	vii 市民農園利用者数	人	155	146	96	171	
	viii 援農ボランティア数	人	75	81	86	70	
④施策の事業費	令和元年度決算	令和2年度決算	市民一人あたり事業費(2年度決算)		令和3年度予算		
事業費(千円)	79,201	111,901	(単位:円)		1,023 円	74,060	

IV 評価・検討

①課題(目的に対する現状など)	都市化の進行により、耕作面積の減少傾向が顕著化している状況下において、ブランド化の推進や6次産業化の拡大など、特色のある取り組みを行っていく必要がある。※6次産業とは、生産者が加工、流通、販売など、作るだけでなく、作ったものを形を変え、売るところまで行う経営多角化の取組み		
②総合評価	3一部未達成	③総合評価の理由	全国的に農地面積・農家数が減少傾向にあることを考慮しつつも、販売農家数などの指標が未達成となったことから、左記の評価とした。

V 今後の方向性

①施策の方向性	→維持
②上記方向性の説明	「梨のインターネット販売」をはじめとした事業に取り組むことにより、農産物のブランド化や販路拡大を推進するとともに、6次産業化の拡大支援など農業の新たな魅力を発信していくことにより、農業経営基盤の強化を図る。
③特に重点化する事務事業	鎌ヶ谷農産物ブランド育成に要する経費